

本町緑地における公募対象公園施設設置等予定者の公募について

都市建設部 市街地整備課

TEL:0284-20-2181

1 趣旨

国土交通省所管の「かわまちづくり支援制度」により、国が堤防を拡幅する本町緑地の一部をオープン化(※1)するとともに、公募設置管理制度(Park-PFI)(※2)を活用し、公募対象公園施設設置等予定者(民間事業者)を公募することになりましたので、ご報告するものです。

※1 オープン化とは、河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいとの要望の高まりを受け、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とするものです。

※2 公募設置管理制度(Park-PFI)とは、飲食店や売店など公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設のほか、当該施設から生じる利益を活用し、その周辺の園路や広場などの特定公園施設の整備を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

2 事業の概要

(1) 事業の目的

公募設置管理制度(Park-PFI)により選定された民間事業者の持つ資金やノウハウを活用した施設整備や管理運営を行うことにより、水辺空間における新たな賑わいの創出、更なる地域の活性化を図ることを目的とするものです。

(2) 整備方針

「市民の活動・飲食拠点」、「観光客の活動・飲食拠点」、「サイクリング滞在拠点」、「市内周遊観光の滞在拠点」を創出するため、以下を整備の基本方針とします。

ア 緑地と水辺空間が融合した基盤の整備

渡良瀬川のせせらぎや流れ、植物や生物を身近に感じながら、散策や休憩ができる水辺空間の整備を行います。

イ 人々が集まり、憩い、食を楽しめる機能の整備

渡良瀬川に隣接した夕日がきれいなロケーションを活かした景観のなかで、河川緑地を活かしたイベント等の連携により、人々が集まり、憩い、食を楽しめる機能の整備を行います。

ウ 交流促進を実現する回遊性のある空間の創出

市民及び観光客、サイクリストの休憩スペース等の基盤整備を行うことにより、来訪者の利便性向上を図ります。

(3) 民間事業者の業務範囲

ア 公募対象公園施設(※3)の設置及び管理運営業務(必須)

イ 特定公園施設(※4)の設計、建設及び譲渡業務(任意)

ウ 利便増進施設(※5)の設置及び管理運営業務(任意)

※3 公募対象公園施設とは、公募により選定された民間事業者が設置する飲食店、売店等の公園施設で、都市公園等利用者の利便性向上に特に有効と認められる施設とします。

※4 特定公園施設とは、公募対象公園施設の設置者又は管理者が建設する園路、広場等の公園施設で、公募対象公園施設の周辺に建設することが都市公園等利用者の利便性向上に一層寄与すると認められる施設とします。

※5 利便増進施設とは、公募対象公園施設の設置者又は管理者が占用物件として設置する自転車駐車場、看板、広告塔などとします。

(4) 事業期間

公募設置等計画認定の有効期間は、基本協定の締結日から20年間とします。なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、許可日から10年以内としますが、設置許可期間内に更新の申請があった場合は、公募設置等計画認定の有効期間内で許可を与えることとします。

(5) 公募対象公園施設の種類及び場所

飲食を提供できる施設の設置を必須とし、その他の提案として、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される休養施設、便益施設、展望台、集会所等に該当する施設を設置することも可能とします。

別添「公園平面図」に記載する公募対象公園施設が設置可能な区域(約2,800㎡)内で、適当な配置場所の提案を受けることとします。

(6) 特定公園施設の種類及び整備内容

駐車場、トイレ(1基)、河川管理用地(約1,800㎡)の建設を求めます。特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設等から見込まれる利益により、可能な限り本市の負担を軽減する提案を受けることとします。

なお、本市が負担する費用については、市議会の議決を前提として、80,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。

(7) 利便増進施設の設置

都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板その他政令で定める物件又は施設設置の提案を受けることができるものとします。

(8) 使用料及び占用料

公募対象公園施設の使用料（税抜）は、年間1㎡あたり960円以上とし、使用料の提案を受けることとします。また、利便増進施設を設置する場合の占用料（税抜）は、年間1㎡あたり960円とします。

3 公募及び審査方法

(1) 公表

本市、Park-PFI推進支援ネットワーク及び日本PFI・PPP協会のホームページに掲載します。

(2) 応募者の資格

応募者は、法人又は法人のグループに限ります。なお、グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置、所有する代表法人を定めることとします。

(3) 審査方法

ア 第一次審査

参加資格の確認、法令遵守に関する審査、公募設置等指針に基づく審査を事務局で行います。

イ 第二次審査

応募者からのプレゼンテーションを踏まえ、評価基準に基づき、選定委員会が審査を行います。

ウ 選定委員会

有識者による選定委員会を組織します。

4 今後のスケジュール

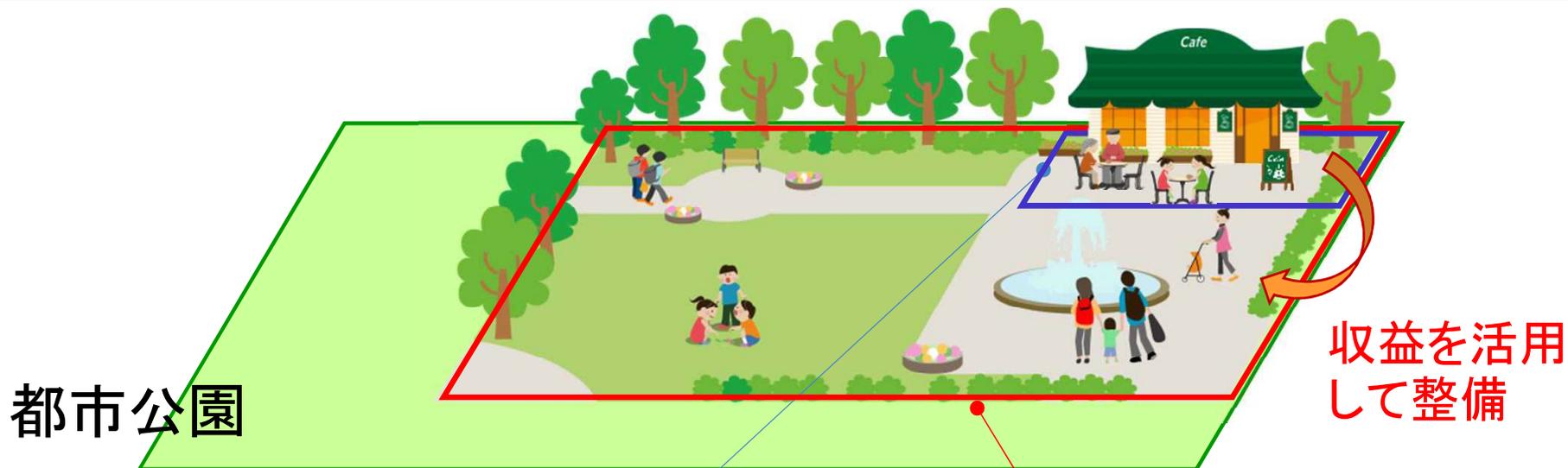
令和4(2022)年	12月下旬	公募設置等指針の公表
令和5(2023)年	5月上旬	公募設置等予定者の選定
	6月	公募設置等計画の認定及び公示 基本協定の締結
	11月～	公募対象公園施設、特定公園施設等の整備
令和6(2024)年	4月	供用開始

● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

収益を充当

公的資金

「公園平面図」 S=1:1000

